

平成 25 年 農地の賃借料情報

平成 21 年度の農地法改正により、標準小作料制度が廃止されました。

今回、農地法第 5 2 条に基づき、賃借料の情報提供を行います。

下記の表は、平成 24 年 1 月から 12 月までに締結（公告）された賃借料です。

利用権設定件数（新規・更新）は 178 筆、うち使用貸借は 122 筆です。

田（水稻）の部

金額はいずれも 10a 当たり

農地の所在地	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	契約筆数
東地区	8,600	11,500	5,600	11
西地区	—	—	—	—
加佐地区	2,200	4,600	2,000	30

畑の部

金額はいずれも 10a 当たり

農地の所在地	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	契約筆数
東地区	—	—	—	—
西地区	—	—	—	—
加佐地区	4,200	8,200	1,000	14

- 注) 1. **金額を記載していない区分は、賃貸借の事例がなかった箇所です。**
2. 玄米やもち米等、物納により賃借料が支払われているものについては、米穀安 30kg7,150 円で計算しています。
3. 金額は算出結果を切り捨てし、100 円単位にしています。
4. 上記の情報は、農地法第 52 条の規定に基づき、参考として提供するものですので、農地の賃借に当たっては、当事者間で十分に話し合ったうえで契約してください。